

不当労働行為救済制度のあらまし

このリーフレットでは、「不当労働行為救済制度」についてQ&Aで分かりやすく解説しています。

制度についての疑問や不安を少しでも解消していただければと思います。

大阪府労働委員会

- 大阪府労働委員会は、**大阪府知事が任命した公益委員、労働者委員及び使用者委員**の三者により構成されています。
中立・公正な立場で、関係法令により労使紛争の解決を援助するために、**労働組合法**に基づいて設置されている**大阪府の行政委員会**です。
- 大阪府労働委員会の主な業務は、不当労働行為の審査、労働争議の調整（あっせん・調停・仲裁）、労働組合の資格審査等です。
- 大阪府労働委員会では、審査の期間の目標を定め、迅速・的確な審査を行います。

「不当労働行為」とは

- 憲法で保障されている**労働者の権利**（団結権・団体交渉権・争議権）を保護するために、労働組合法第7条により、次のような使用者の行為は、「**不当労働行為**」として禁止されています。
労使の間に起こった争いは、当事者間で自主的に解決するのが最も望ましいことですが、使用者による不当労働行為が行われ、当事者による解決が困難になったときは、労働組合又は労働者は、労働委員会に対し、救済を申し立てることができます。

不当労働行為の種類（労働組合法第7条）

- ① 労働組合員であること等を理由とする**不利益取扱い**
- ② 正当な理由のない**団体交渉の拒否**
- ③ 労働組合の運営等に対する**支配介入等**
- ④ 不当労働行為救済の申立て等を理由とする**不利益取扱い**

不当労働行為救済制度Q & A

あなたの疑問にお答えします

Q 1 不当労働行為の審査の手続はどうなっていますか

A 1 救済の申立て

- ※ 申立ては、不当労働行為と考えられる行為があった日（継続する行為については、その終了した日）から**1年以内**に、労働組合又は労働者が労働委員会に**申立書を提出**して行います。



2 調 査

- 当事者双方の**主張及び証拠を整理**し、争点を明確にします。
- ① 当事者双方に「調査開始通知書」を送付し、使用者（被申立人）から**答弁書**（申立てに対する認否、主張等）の提出を求めます。
 - ② 期日を設けて、当事者から申立書や答弁書を補充する文書（準備書面）や、主張する事実を裏付ける証拠（書証）の提出を求めます。
(※通常1回30分程度で、3~5回で終了します。非公開。)
 - ③ **審査計画**（争点、書証、証人、審査日程等を記載）を策定します。



3 審 問

- 不当労働行為に当たる事実の有無等を調べるために、期日を設けて**証人尋問等**を行います。
(※1回2時間を限度とし、証人の人数等により回数が異なります。原則公開。)



4 合 議

- 公益委員会議（公益委員の合議体）において事実を認定し、不当労働行為に当たるかどうかを**判定**します。



5 命令（決定）書写しの交付（救済・棄却命令、却下決定）

- ※ ②**調査**及び③**審問**は、通常、**当事者双方**が出席し、当委員会において約1か月の間隔で行います。当委員会の①~⑤の期間の目標は550日で、迅速・的確に審査を行います。

Q 2 審査を担当するのは、どのような人ですか

A

- **公益委員**（弁護士、大学教授等）が、審査委員として**中立・公正**な第三者の立場から審査を担当します。
- 労働者団体の推薦による**労働者委員**、使用者団体の推薦による**使用者委員**が、**参与委員**として調査・審問に出席し、労使各側の事情を適切に委員会に反映させ、相互に協力して、円滑な労使関係の確立に尽力します。

Q 3 審査手続には、手数料が必要ですか

A

- 申立てやその後の手続に、特別な費用はかかりません。
ただし、書類作成に要する経費や弁護士を代理人に依頼した場合の費用等は、それぞれが負担することとなります。

Q 4 調査開始通知書が送られてきましたが、どうしたらよいのですか

A

- 被申立人は、調査開始通知書に記載の提出期限までに、申立てに対する認否、主張等を記載した答弁書を、委員会に提出してください。
- 調査の迅速化を図る観点から、第1回調査期日だけは、原則として変更できませんので、申立人・被申立人ともに出席をお願いします。
- 第2回目以降の日程は、申立人・被申立人双方の都合を考慮して決定します。
(※第1回期日に権限を有する方が出席できない場合は、日程調整できる方が出席してください。)

Q 5 調査や審問には、必ず出席しなければなりませんか

A

- 中立・公正な手続のためには、書面を提出のうえ、当事者双方が出席して、主張・立証を行っていただくことが大切です。
- 当事者が調査や審問に出席しなくても、審査委員の指揮で、審査手続は進められます。十分な主張・立証がない場合は、事実上もう一方の当事者の主張に沿った事実認定がされることがあります。

Q 6 委員会では、和解の手助けをしてくれるのですか

A

- 労使間で和解の機運が生じた場合は、審査手続を中断し、「和解期日」を設けます。公労使委員が和解の援助をしたり、委員会の場で和解を成立させます。
- 申立て後、命令等の確定までの間は、いつでも和解することができます。
また、命令(決定)書写しの交付までは、いつでも申立てを取り下げることができます。和解や取下げによって、審査手続は終結します。

Q 7 委員会の命令に不服があるときは、どうすればいいですか

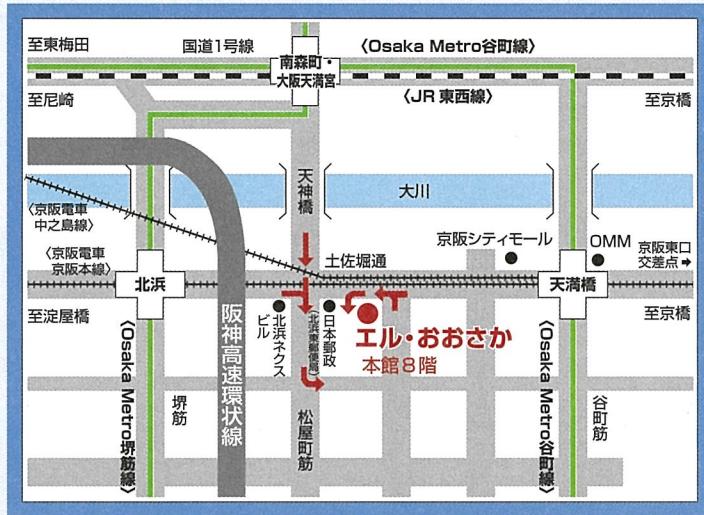
A

- 命令(決定)書の交付を受けた日の翌日から数えて15日以内に、労使とも当初申立てのあった範囲の内容について、国が設置する中央労働委員会に再審査の申立てができます。
- 命令(決定)書の交付を受けた日の翌日から数えて、使用者は30日以内、労働組合又は労働者は6か月以内に管轄の地方裁判所に対し、命令取消しの訴訟を提起することができます。
- 再審査命令や判決により取り消されるまでは、命令は有効なものとして取り扱われ、再審査申立てや取消訴訟が期間内に行われない場合、命令は確定します。
- 救済命令が確定したにもかかわらず、使用者が命令を履行しない場合、法令の規定に基づき、罰則が科されることがあります。

大阪府労働委員会のホームページ及び事務局のご案内

- 大阪府労働委員会では、ホームページに各種様式や記載例のほか、不当労働行為救済制度やその申立手続の概要を掲載していますので、ご参照ください。
事務局への交通案内図・お問合せ先及びホームページの URL については、下記をご参照ください。
ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

【交通案内図】



● 電車でお越しの場合

京阪・Osaka Metro谷町線 天満橋駅より西へ 300m (徒歩で約5分)
京阪・Osaka Metro堺筋線 北浜駅より東へ 500m (徒歩で約8分)

● お車でお越しの場合

阪神高速道路東大阪線、法円坂出口を左折して直進
京阪東口交差点左折、西へ信号5つ目
※駐車場 エル・おおさか地下階（有料）

【お問合せ先】

大阪府労働委員会事務局

〒540-0031

大阪市中央区北浜東3番14号 エル・おおさか（大阪府立労働センター）8F

TEL : 06-6941-7191

FAX : 06-6941-7127

■ 大阪府労働委員会ホームページURL ■

<http://www.pref.osaka.lg.jp/rodoi/rodo/index.html>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和3年3月発行